

令和3年分住民税(町県民税)・所得税の申告

町では2月15日(火)～3月14日(月)まで申告を受け付けます。窓口は混雑しますので、時間に余裕をもってお越しください。
申告をしないと所得証明や課税証明の発行、国民健康保険税や介護保険料の正しい計算ができません。必要な人は必ず申告してください。

☎ 住民税：税務課 住民税係 ☎(232)4911
☎ 所得税：菊池税務署 代表 ☎0968(25)2121 音声案内「0」

町で受け付ける申告日程・会場

会場が変更になっています。ご注意ください。

期日	受付地区		会場
	午前 午前9時～11時	午後 午後1時～4時	
2月15日(火)	花立・南花立・向陽台		光の森町民センター (キャロピア) 会議室
2月16日(水)	八久保・南八久保・にじの森		
2月17日(木)	武蔵ヶ丘1町内～3町内		
2月18日(金)	武蔵ヶ丘4町内～8町内		
2月21日(月)	光の森1町内～3町内		
2月22日(火)	光の森4町内～7町内		
2月24日(木)	三里木・三里木北		
2月25日(金)	新山・北新山		
2月28日(月)	沖野・新成・杉並台		
3月1日(火)	青葉台・東ヶ丘・境の松		
3月2日(水)	戸次・馬場楠・上中代・出分		菊陽町役場 防災センター1階 防災研修室
3月3日(木)	中代・川久保・津留・大堀木		
3月4日(金)	曲手・辛川・井口・道明		
3月7日(月)	上津久礼・あさひヶ丘・津久礼ヶ丘		
3月8日(火)	宮ノ上・ひばりヶ丘・下津久礼		
3月9日(水)	緑ヶ丘	緑陽台	
3月10日(木)	馬場・柳水・下原		
3月11日(金)	鉄砲小路・長塚	南方・新町・新町西	
3月14日(月)	古閑原・入道水	中尾・光団地・駅前	

※申告会場は午前は8時30分、午後は12時30分に開場し番号札を配布します

申告が必要な人

- 所得税(確定)申告が必要な人
 - ・ 給与所得者で2力以上の事業所から給与がある人
 - ・ 給与以外の所得が20万円を超える人など
- 住民税(町県民税)申告が必要な人
 - ・ 所得税は課税されないが営業、農業、不動産、報酬などの収入がある人
 - ・ 令和3年中に収入がなかった人
 - ・ 町外に居住する人に扶養される人

来場するときの注意点

会場では新型コロナウイルス感染症の感染リスク軽減のため、①～③にご協力ください。

- ① 入場時の検温の実施
次の場合は入場をお断りします。
・ 発熱
・ 咳など風邪の症状
・ 検温を拒否する
- ② マスクの着用、手指消毒
- ③ 少人数での来場
介助を要するなどの理由で複数名でお越しになる場合も、最小限の人数でお越しください。

混雑緩和にご協力を

午前、午後ともに受付開始直後が混雑します。混雑を緩和するために、できるだけ地区指定日にお越しください(指定日に体調がすぐれない人は、申告期間中の別日にお越しください)。

混雑具合によっては長時間お待ちせざる場合もありますのであらかじめご了承ください。

スムーズな
進行のため
ご協力ください!



おおたけ
税務課 大竹主事

菊池税務署周辺地図



菊池税務署で申告するときは

- 所得税のみ(住民税は申告できません)
- 場所 菊池税務署
(菊池市限府874-1)
- 期間
2月16日(水)～3月15日(火)
午前9時～午後4時(土(日)祝を除く)
- 入場には入場整理券が必要
混雑緩和のため、会場への入場には、「入場整理券」が必要です。入場整理券は当日配布しますが、LINEによる事前発行も可能です。配布状況に応じて、後日の来場をお願いします。

自宅からパソコン、スマートフォンで申告

- ※ 所得税のみ(住民税は申告できません)
- 自宅のパソコンやスマートフォンで所得税の確定申告書を作成し、e-Taxで申告できます。来場せず申告できますので、ご利用ください。利用するには、事前に「マイナンバーカードの取得」または「税務署で本人確認を行った後に発行されるIDとパスワード」が必要です。国税庁ホームページから確定申告書を作成し、郵送で提出することもできます。

スマートフォンからの申告方法

- ① 国税庁ホームページにアクセス
- ② 送信方法を選択
- ③ 画面に従って金額などを入力
(スマホのカメラで源泉徴収票を撮影すると自動入力できます)
- ④ 送信
詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。



国税庁ホームページ

国民健康保険税の減免ができる場合があります 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した世帯に 国民健康保険税の減免を行っています

■ 対象世帯

- ① 新型コロナウイルス感染症により世帯主が死亡または重とくな傷病を負った世帯
- ② 新型コロナウイルス感染症により世帯主の収入減が見込まれ、次の全てに該当する世帯
 - (1) 減少額が前年の3割以上
 - (2) 前年の所得の合計額が1千万円以下
 - (3) 減少が見込まれる所得以外の前年所得の合計額が400万円以下

※ 令和2年中の所得が0円以下の人は対象外です。

■ 減免の対象期間

令和3年度分の国民健康保険税であって、令和3年4月1日～3月31日までの間に納期限が設定されているもの。

■ 申請方法

3月31日(木)までに税務課に郵送または税務課窓口まで書類を提出してください。詳しくは町ホームページをご覧ください。



町ホームページ

申告に必要なもの

■ 控除関係

- 社会保険料控除証明書
 - 生命保険などの控除証明書(介護保険、地震保険、個人年金など)
 - 医療費控除の明細書、セルフメディケーション関係の書類
- ※ 医療費控除を受けるには、平成29年分の確定申告から、領収書に代わり医療費控除の明細書の添付が必要になりました。(事前に作成した医療費控除の明細書又は医療費控除関係書類は整理、計算された状態でお持ちください)

■ 収入、経費関係

- 給与や公的年金の源泉徴収票、支払調書(原本)
- 農業、営業、不動産などの収入がある人は収支内訳書

■ その他

- マイナンバーカード(持っていない場合は「マイナンバー分かる書類」と「身元確認書類」)
- 本人の口座が分かる通帳など
- 利用者識別番号などが記載された税務署のお知らせがき

